

安城市郷土史出版奨励事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市の郷土史研究に対する意識の高揚及び文化遺産の保護思想の普及を図るため、安城地方の郷土史に関する研究成果の出版活動等をしようとする者に対し予算の範囲内において交付する安城市郷土史出版奨励事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、安城地方の郷土史（安城地方の歴史、考古、民俗、自然等についての郷土史に限る。以下同じ。）の出版等をしようとする者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に勤務し、在学し、若しくは市内を活動の基盤としている個人又は団体
- (3) その他市長が適当と認める個人又は団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者としなない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員が役員となっているもの
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、販売又は頒布することを目的として、次の各号に掲げる形態の刊行物（以下「出版物等」という。）の印刷等（補助対象者が事業者に対して印刷製本又は媒体の作成を委託することをいい、補助対象者自らが印刷製本又は媒体の作成することを含まない。以下同じ。）を行うこととする。

- (1) 郷土史の研究成果をまとめた書籍、冊子等を新規出版すること

(2) 申請時点で一般の入手が困難となっている郷土史に関する書籍、冊子等の復刻を行うこと

(3) 郷土史に関する画像、映像、音声その他を記録した媒体を作成すること

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を申請しようとしている出版物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業とはしないものとする。

(1) 定期的な出版物等又は増刷として印刷等されるものである場合

(2) 個人的な利益又は営利を目的として印刷等しようとしている場合

(3) 当該出版物等の内容が、次のアからウまでの基準を満たしていないと安城市文化財保護条例（平成7年安城市条例第12号）第32条の安城市文化財保護委員会（以下「文化財保護委員会」という。）が認める場合

ア 安城地方の郷土史を扱ったものであること

イ 印刷等によって、郷土史研究の発展及び文化遺産の保護に寄与すると認められること

ウ 内容が学術的に妥当と認められること

（補助基準）

第4条 補助金の対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

（事前審査）

第5条 補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する予定がある者（以下「申請予定者」という。）は、当該出版物等の内容が、第3条第2項第3号の基準に達しているかの確認（以下「事前審査」という。）を、補助対象事業を実施する前年度に安城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対してあらかじめ求めることができる。

2 前項の事前審査を求める場合において、申請予定者は、次の各号に定めるもの（以下「審査書類等」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 当該出版物等の原稿の写し（1部）

(2) 印刷等に要する経費の見積書の写し

(3) 事業計画書

3 前2項の規定による事前審査の求めがあった場合において、教育委員会は、当該出版物等の内容が補助の対象として適当であるかについて、文化財保護委員会に審査させるものとする。この場合において、文化財保護委員会の委員が申請予定者である場合（団体の代表者である場合を含む。）は、当該委員は、当該申請に係る審査の会議に出席することができないものとする。

4 文化財保護委員会による審査を受けて、教育委員会は、前項の事前審査の結果を文書により速やかに申請予定者に通知する。この場合において、補助の対象として適当でないと判断したときは、その理由を明記するものとする。

(事前審査内容の変更)

第6条 前条の規定により事前審査を受けた申請予定者は、事前審査の審査書類等を提出してから補助金の交付申請を行うまでに、審査書類等を変更（出版物等の原稿の写しに係る変更が軽微な場合を除く。）したときは、直ちに変更後の審査書類等を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該変更の内容が、研究成果の重要な部分に関わるものである場合は、再度、文化財保護委員会にて事前審査を行うものとする。この場合において、審査結果の通知は、前条第3項の規定を準用する。

3 申請予定者は、審査書類等を提出した後に補助金の交付を受けないこととした場合は、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該出版物等の原稿の写し（1部）
- (2) 印刷等に要する経費の見積書の写し
- (3) 事業計画書

2 前項の規定にかかわらず、前項各号の添付書類について、補助金の交付を受けようとする者が前2条の規定による事前審査の際に提出したものと内容に変更がない場合は、当該添付資料の提出を省略することができる。

(交付決定)

第8条 前条の申請を受けた市長は、補助金の交付を受けようとする出版物等が、第3条第2項第3号の基準を満たすかを教育委員会に確認した上で、補助金の交付を決定しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、規則第8条第1項の補助事業等実績報告書に支払い用途が明示された領収書の写し及び出版物等2部を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助金基準

区 分	補助対象経費及び補助率	補助限度額
当該印刷等に係り国又は県の補助金を受けている場合	市長が認定した印刷等に要する経費から、国又は県の補助金を差し引いた額の3分の1	50万円
上記以外の場合	市長が認定した印刷等に要する経費の3分の1	50万円

備考 1 印刷等に要する経費には、調査費、取材費、運搬費等を含まない。

2 補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、切り捨てるものとする。